

中学生のためのDX学習プログラミング体験事業 企画運營業務委託仕様書

1 事業の目的

山梨県デジタルトランスフォーメーション推進計画（以下、「県DX推進計画」という。）では、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現するためには、デジタル社会に必要なリテラシーを育むための県民向けの教育や学習が必要であるとしている。

本事業は、県DX推進計画のこうした方針に基づき、中学生を対象として、デジタル社会に必要なリテラシーを育むための基礎となるプログラミングスキルを習得するワークショップを実施することにより、将来に向けてのDX人材の育成を図る。

2 事業の概要

(1) 事業の種類

以下の業務を実施すること。

デジタル関連事項に関心のある県内の中学生を対象に1日プログラミング体験のワークショップを実施すること。

* 1日プログラミング体験・・・プログラミングを学び、実装し、試用することでフィードバックを得る。

(2) 体験の形式

参集によるワークショップ形式の体験とすること。

(3) 体験対象者及び人数

対象者は県内中学校在籍の生徒とする。

1回につき参加者40名とし、計3回（累計約120人）研修を行う。

(4) 体験実施日・内容

体験実施日は令和5年12月10日（日）、令和6年1月20日（土）、2月10日（土）とすること。

- ・研修内容は、アルゴリズム思考を基に、日常的な課題を解決するプログラム体験とし、「アプリの開発（プログラミング）について学ぶ→実装する→専門家によるフィードバック」のサイクルを経験させることを通じ、将来に向けてのDX人材の育成に資するワークショップとすること。
- ・フィードバックについては、専門的な知識や技術を有する者がフィードバックを行うことができるようにすること。
- ・参加者は必ずしもデジタル技術に精通しているとは限らないので、分かりやすくプログラミングを体験できる研修内容とすること。
- ・1回のプログラミング体験のワークショップの時間は、6時間程度を想定して

いる。

(5) 体験実施に係る準備

- ・体験に必要な資機材（コンピュータ）等の手配・準備を行うこと。
- ・体験中、参加者のサポートを行える体制をつくること。
- ・会場は県庁防災新館1階のオープンスクエアとする。

3 委託項目

(1) 事業の企画

- ・企画提案書に基づき、詳細な企画書を作成する。
- ※内容については、事業のコンセプト、スケジュール、体験項目、得られる効果、進行方法等を具体的に示し、県と協議の上作成すること。

(2) プログラミング体験におけるテキストなどの準備

- ・ワークショップで使用するテキストの内容を県と協議の上、研修実施初日の1週間前までに完成させること。
- ・なお、研修テキストについては、その全部または一部を中学校教員や市町村（組合）教育委員会で共有することを予定している。

(3) 当日までの準備

- ・参加者への案内、ワークショップの開催要項・研修資料を作成すること。
- ・事前のアンケート等を行う場合は、事前に県と協議の上、実施すること。

(4) ワークショップの運営

- ・体験目的を効果的に達成するための研修を実施すること。
- ・本体験を学校現場でも再現できるよう、機器状況等に配慮すること。
- ・体験の様子や専門家からのフィードバックの様子等をアーカイブ化し提供すること。

(5) 事業の効果測定

- ・研修内容の効果測定を行い、実施結果報告書を作成すること。

4 費用

契約金額は、本業務の遂行に直接必要な経費及び関係者との調整等に必要な経費とする。

5 業務成果の取り扱い

(1) 業務成果の報告

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出すること。

(2) 業務成果の帰属等

- ①本業務により制作された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその

他の権利は、県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

②受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 受託事業者は、本業務を遂行するにあたり、必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、県の承認を得ること。
- (3) 委託業務の遂行に際しては、「中学生のためのプログラミング体験事業企画運営業務委託に係る企画提案実施要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (4) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (5) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 その他事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

(2) 必要な資機材について

委託業務に必要となる資機材は、受託事業者が用意すること。

(3) 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年山梨県条例第50号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(4) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。

(5) 紛争処理について

委託業務に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。